

**EPA外国人看護師・介護福祉士候補者
受入れの枠組み、手続き等について**

2018年4月

公益社団法人 国際厚生事業団
(JICWELS)

【内 容】

1. 受入れ枠組みの趣旨等について
2. 経済連携協定に基づく受入れの枠組について
3. EPA候補者受入れの要件について
4. 求人登録等について
5. EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ
6. 受入れ機関の費用負担について
7. EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)

受入れ枠組みの趣旨

- 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、二国間の経済連携協定等に基づき、公的な枠組で特例的に行うもの
- 候補者が看護師・介護福祉士資格を取得し、引き続き我が国に滞在できるようにすることを目的としたもの
- 受入れ機関（施設）は、国家試験の合格を目標とした適切な研修を実施
- 円滑な受入れや国内労働市場への影響等を考慮し、年間の受入れ最大人数を設定。求人数及び求職者数の両方が最大人数を上回る場合、JICWELSが関係機関と調整の上、必要な措置を講じる

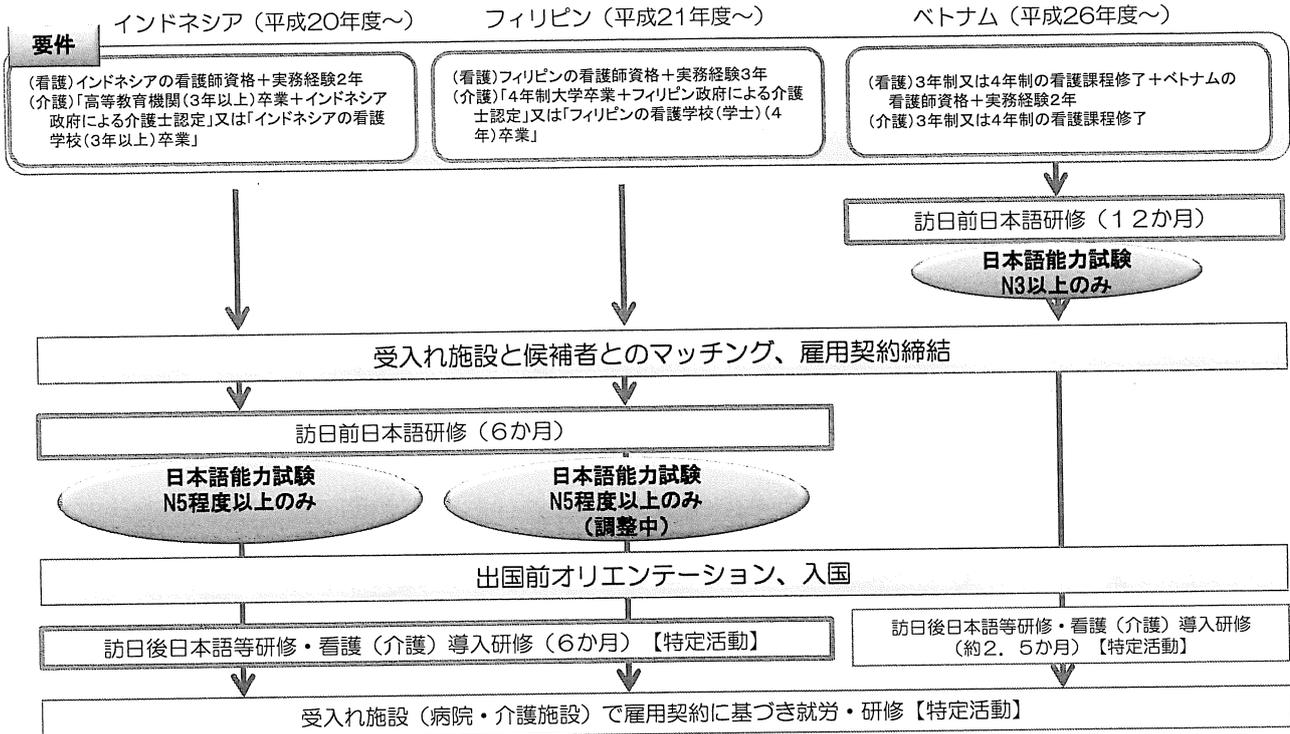
3

EPA受入れの特徴

- 送り出し国の看護教育修了者等、高学歴な候補者が来日。
- 政府間の協定に基づく受入れであるため、候補者が安心して参加できる。
- 訪日前後日本語研修により約1年の日本語研修が行われる。
- 就労開始時の候補者の日本語能力は、約9割がN3レベル（ベトナム人候補者は全員がN3以上取得者）
- 就労・研修中の国家試験合格に向けた日本語や国家試験対策の学習支援や補助金による支援がある。
- 巡回訪問・相談窓口の設置等により、受入れ施設・候補者への支援がある。

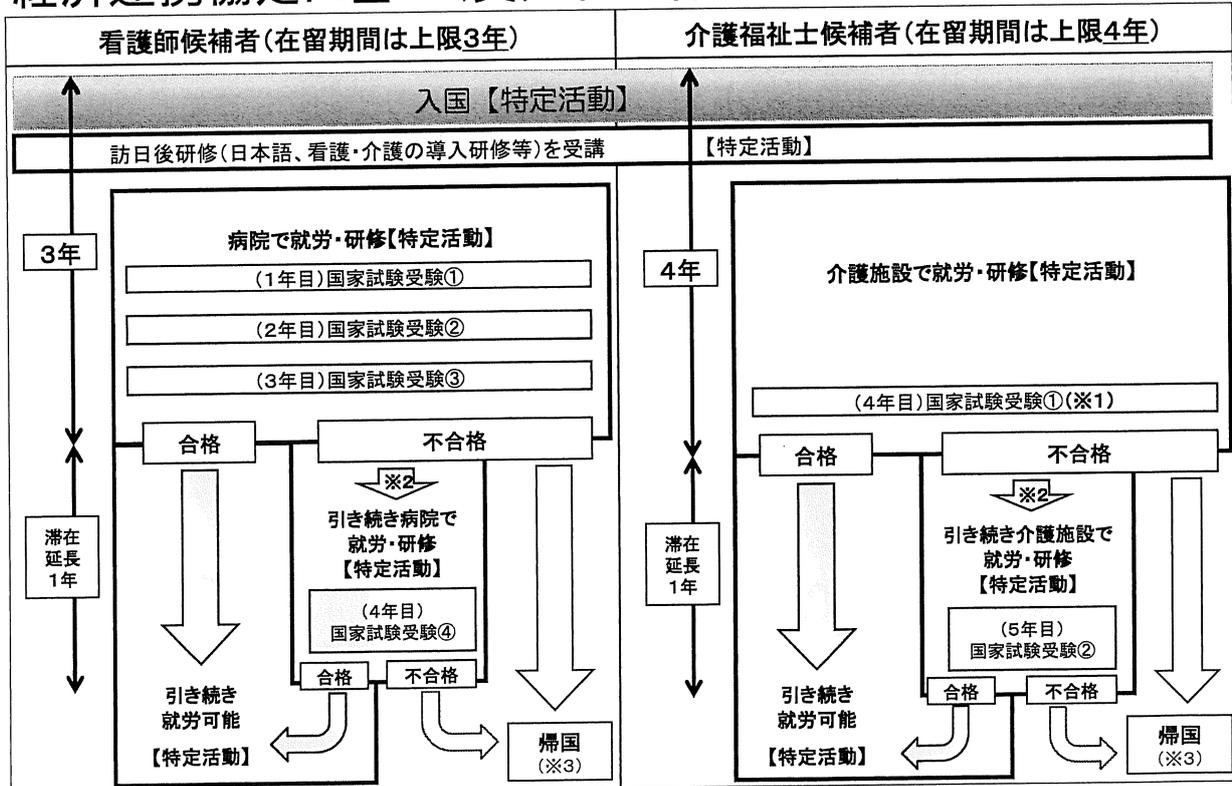
4

経済連携協定に基づく受入れの枠組について(就労開始まで)



- ※ 【 】内は在留資格を示す。
- ※ 日本語能力試験N2以上の候補者は本枠の日本語研修を免除。
- ※ フィリピン及びインドネシアにおいては日本語能力試験N4又はN3を取得した候補者は、訪日前日本語研修が免除となります。
- ※ フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある(フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし)。

経済連携協定に基づく受入れの枠組について(就労開始後)

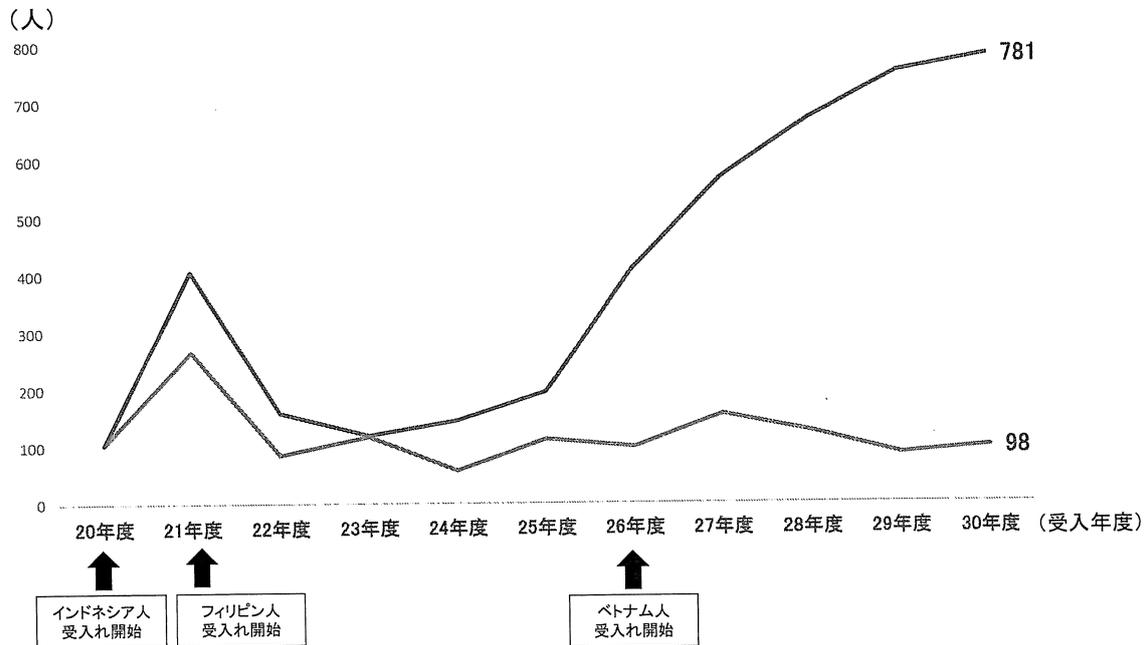


- (※1) EPA介護福祉士候補者は、実務者研修の受講を修了していても介護福祉士試験の受験資格が認められているが、実技試験の免除にあたっては、介護技術講習会の受講が必要。
 - (※2) 一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能(平成27年度までに入国した候補者が対象)。
 - (※3) 帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
- 注) 【 】内は在留資格を示す。

EPA看護師・介護福祉士候補者受入れ人数の推移 (インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人)

【パンフレットP39 参照】

平成29年度までに看護師候補者1203名、介護福祉士候補者3529名を受入れ。
平成30年度受入れは、看護師候補者98名、介護福祉士候補者781名の見込み。

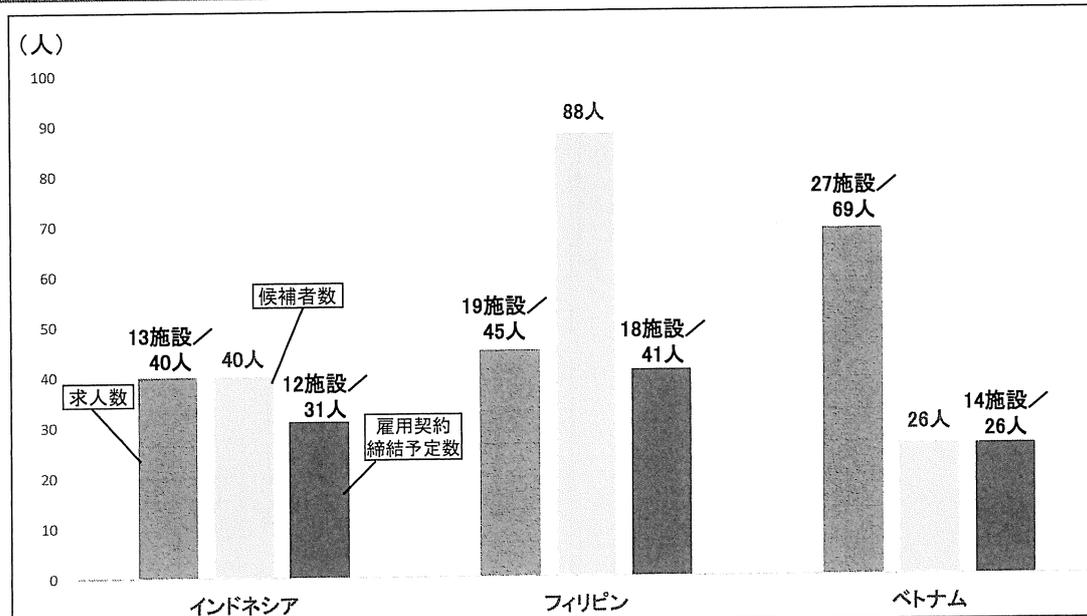


(※)平成30年度受入れ人数は見込み数。

7

求人数と雇用契約締結予定数 (平成30年度EPA看護師候補者受入れ)

求人側の雇用契約締結率は、インドネシアが8割程度、フィリピンが9割程度、
ベトナムが4割程度。

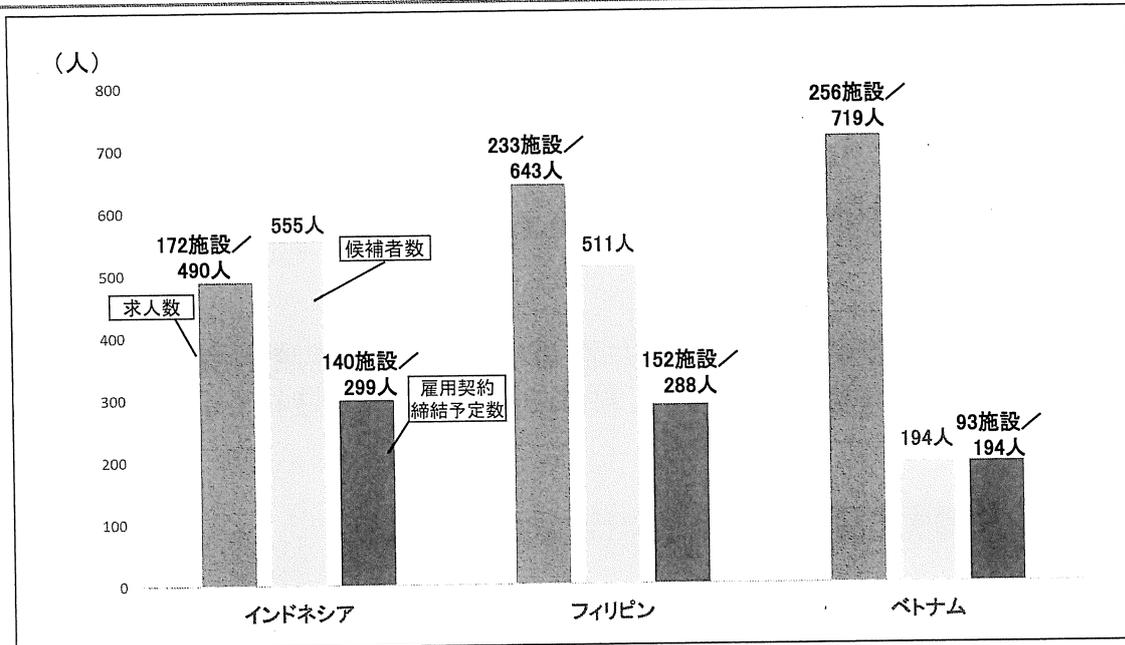


※候補者数はマッチングに参加した候補者の人数。
 ※雇用契約締結予定数は、平成30年3月9日時点。
 ※EPA枠組みにおいて、平成30年度の看護師候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも200名。
 ※求人数及び求職者数の両方が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる場合がある。

8

求人数と雇用契約締結予定数 (平成30年度EPA介護福祉士候補者受入れ)

求人側の雇用契約締結率は、インドネシアが6割程度、フィリピンが4割程度、ベトナムが3割程度。



※候補者数はマッチングに参加した候補者の人数。
 ※雇用契約締結予定数は、平成30年3月9日時点。
 ※EPA枠組みにおいて、平成30年度の介護福祉士候補者の年間の受入れ最大人数は各国とも300名。
 ※求人数及び求職者数の両方が年間の受入れ最大人数を上回る場合、JICWELSは関係機関と調整の上、必要な措置を講じる場合がある。

9

EPA候補者受入れの要件について(1) (看護師候補者受入れ要件)

【パンフレットP7～8 参照】

看護師候補者の受入れには、以下P10～12及びP17～19の要件を満たしていなければなりません。

(1) 受入れ施設の要件

看護師学校養成所の臨地実習受入れ病院と同等の体制が整備されている病院であって、以下の条件を満たすこと。

- ①原則として、看護学生の臨地実習に係る実習指導者が配置されていること。
- ②看護師及び准看護師の員数が、入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、精神病床においては、入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1以上、療養病床においては、入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。

(1) 受入れ施設の要件(続き)

- ③看護職員の半数以上が看護師であること。
- ④看護の組織部門が明確に定められていること。
- ⑤看護基準が使用しやすいように配慮し作成され、常時活用されていること及び看護手順が作成され、評価され、かつ見直されていること。
- ⑥看護に関する諸記録が適正に行われていること。

(2) 研修の要件

- ①研修内容は、看護師国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための看護研修計画が作成されていること。
- ②研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、看護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③研修責任者は、原則として看護部門の教育責任者とし、研修支援者は、原則として3年以上の業務経験のある看護師とすること。
- ④日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。
- ⑤研修が行われる病床は、医療保険が適用されているものに限ること。

EPA候補者受入れの要件について(4) (介護福祉士候補者受入れ要件)

【パンフレットP8～9 参照】

介護福祉士候補者の受入れには、以下P13～19の要件を満たしていなければなりません。

(1) 受入れ施設の要件

P14～15に掲げる介護施設であり、以下の要件を満たしていること。

①介護福祉士養成施設における実習施設と同等の体制が整備されていること。

②介護職員の員数が、法令に基づく職員等の配置の基準を満たすこと。

受入れ施設において就労を開始した日から6か月を経過した介護福祉士候補者、又は日本語能力試験においてN1又はN2(平成22年3月31日までに実施された審査の場合は1級又は2級)に合格した介護福祉士候補者については、配置基準上、職員等として算定する取扱いとしています。

③常勤介護職員の4割以上が、介護福祉士の資格を有する職員であること。

13

EPA候補者受入れの要件について(5) (介護福祉士候補者受入れ要件)

●施設種別について(1)

定員30名以上(指定介護療養型医療施設の場合は、介護保険の指定を受けた病床数が30床以上)であり、下記に該当する施設は、単体でEPA介護福祉士候補者の受入れ対象となる。

定員
30名
以上

- 1: 児童福祉法に規定する障害児入所施設
- 2: 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 3: 老人福祉法に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 4: 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)若しくは同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設(老人福祉法に規定する養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設
- 5: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム

サテライト型施設は、その本体施設の定員が30名以上であればEPA介護福祉士候補者の受入れが対象となる。

- 6: 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定するサテライト型養護老人ホーム
- 7: 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に規定するサテライト型居住施設
- 8: 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設
- 9: 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に規定するサテライト型特定施設

14

EPA候補者受入れの要件について(6) (介護福祉士候補者受入れ要件)

●施設種別について(2)

下記の施設は、1～9の介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。

- 10: 児童福祉法に規定する児童発達支援を行う施設又は障害児入所施設
- 11: 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 12: 老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム
- 13: 介護保険法に規定する指定居宅サービスに該当する同法に規定する通所介護、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する指定介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防短期入所生活介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、同法に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護若しくは短期入所生活介護、同法に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護、同法に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法に規定する地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護、同法に規定する指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法に規定する介護予防認知症対応型通所介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護若しくは同法に規定する第一号通所事業を行う施設(老人福祉法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び養護老人ホームを除く。)又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設
- 14: 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム
- 15: その他10～14までに類する通所サービスを提供する施設

15

EPA候補者受入れの要件について(7) (介護福祉士候補者受入れ要件)

【パンフレットP11～12 参照】

(2) 研修の要件

- ① 研修内容は、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切なものとし、これを実施するための介護研修計画が作成されていること。
- ② 研修を統括する研修責任者、専門的な知識・技能に関する学習の支援、日本語学習の支援、生活支援等を行う研修支援者が配置され、介護研修計画を実施するために必要な体制が整備されていること。
- ③ 研修責任者は、原則として、5年以上介護業務に従事した経験があつて、介護福祉士の資格を有するものとする。なお、研修責任者には介護福祉士実習指導者講習会を修了し、かつ、介護福祉士の資格を有する者が含まれる。
- ④ 日本語の継続的な学習、職場への適応促進及び日本の生活習慣習得の機会を設けること。

16

EPA候補者受入れの要件について(8) (看護・介護共通部分)

【パンフレットP7～9 参照】

過去の不正行為・巡回訪問／定期報告への協力について

- 過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて虚偽の求人申請、二重契約その他の不正の行為をしたことがない医療法人、社会福祉法人等の受入れ機関が設立していること。
外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。
- 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、受入れ機関に義務付けられた報告を拒否し、又は不当に遅延したことがないこと。
- 受入れ機関において、過去3年間に、経済連携協定等の枠組みによる看護師・介護福祉士候補者、EPA看護師又EPA介護福祉士の受入れにおいて、巡回訪問の際の求められた必要な協力を拒んだことがないこと。

17

EPA候補者受入れの要件について(9) (看護・介護共通部分)

【パンフレットP12 参照】

(3) 雇用契約の要件(同等報酬の確保)

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬^(※)を受けけることを内容とすること。

※看護師候補者受入れ施設:当該看護師候補者と同様の職務に従事する日本人看護補助者と比較。

※介護福祉士候補者受入れ施設:当該介護福祉士候補者と同様の職務に従事する日本人介護職員と比較。

(4) 宿泊施設確保・帰国担保措置の要件

候補者用の宿泊施設を確保し、かつ候補者の帰国費用の確保等帰国担保措置を講じていること等。

(5) 報告の要件

国際厚生事業団を通じて、地方入国管理局や厚生労働省に対して、所要の定期報告や随時報告を行うこと。

(6) 巡回訪問協力の要件

国際厚生事業団による巡回訪問について必要な協力を行うこと。

18

EPA候補者受入れの要件について(10) (看護・介護共通部分)

【パンフレットP12 参照】

宿泊施設確保の要件について(補足)

1. EPA候補者の宿泊施設の確保の仕方としては、職員寮のほか、賃貸住宅等を手配しても構いません。
2. 住宅費は実費の範囲内でEPA候補者本人に負担させることができます。
敷金・礼金等も含めた負担額を予め求人票にご記載ください。
3. 宿泊施設の確保にあたっては、EPA候補者のプライバシーが十分に確保されるようご配慮ください。

帰国担保措置の要件について(補足)

EPA候補者の帰国費用は、雇用契約終了の原因がEPA候補者の重大な責に帰する場合を除き、原則受入れ機関の負担となります。

※EPA候補者として許可された滞在期間中に看護師・介護福祉士の国家資格が取得できなかったこと自体を以て候補者の重大な責に帰する場合はみなされません。

19

求人登録等について

【受入れ手引きP7～参照】

2019年度受入れ 求人登録申請受付期間：平成30年3月28日(水)～5月10日(木)※当日必着

1. 求人登録申請様式は、JICWELSウェブサイトにて作成してください。
(<https://jicwels.net/fac/Account/Login/>) ※EPA看護師等の受入れを行っている機関等にはアカウントをご案内済です。
2. 求人登録申請は、受入れ機関(法人)、受入れ希望国・コース単位で行ってください。
3. 求人登録申請様式の作成については、「受入れの手引き」のほか、
上記ウェブサイト上のマニュアルもご参照ください。
4. 下記の書類をJICWELSにご郵送ください。

看護師コース	介護福祉士コース
【様式1-1】求人登録申請書 【様式2-1】求人票 【様式3-1】受入れ施設説明書 【様式4-1】看護研修計画書 【様式5】研修実施体制説明書 【様式6-1】研修責任者職歴証明書 【様式7】研修支援者職歴証明書 (添付書類) ①研修責任者の看護師資格証明の写し ②研修支援者の看護師資格証明の写し ③病院組織図 ④看護部門概要 ⑤看護部門方針 ⑥看護部門業務規程 ⑦看護基準 ⑧看護手順	【様式1-1】求人登録申請書 【様式2-2】求人票 【様式3-2】受入れ施設説明書 【様式4-2】介護研修計画書 【様式5】研修実施体制説明書 【様式6-2】研修責任者職歴証明書(又は介護福祉士養成実習施設実習指導者特別研修過程の修了証の写し) (添付書類) ①研修責任者の介護福祉士資格証明の写し ②指定通知書(同一敷地内において一体的に運営されている施設及びサテライト型施設の場合は本体施設も提出必要) ③(サテライト型施設の場合)本体施設の概要(パンフレット等)
同等報酬確認書類 ①就業規則、②賃金(給与)規程、③俸給表 ④EPA候補者と同等の職務に従事する日本人職員の賃金台帳の写し ◆上記の書類により同等報酬要件の確認ができない場合、過去の受入実績に関わらず、 要件確認を通過することはできませんので、予めご了承ください。	

20

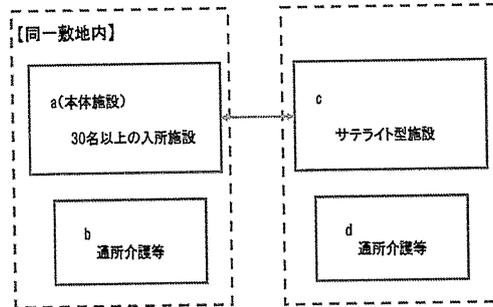
求人登録等について

【受入れ手引きP7～参照】

受入れ施設が1年間に受け入れることができる候補者の数は、候補者のメンタルヘルスケア、研修の適正な実施体制の確保の観点から、原則として1か国につき、それぞれ2名以上5名以下とします。ただし、下記のいずれかの条件を満たしている受入れ施設においては、1名のみの受入れ希望ができます。

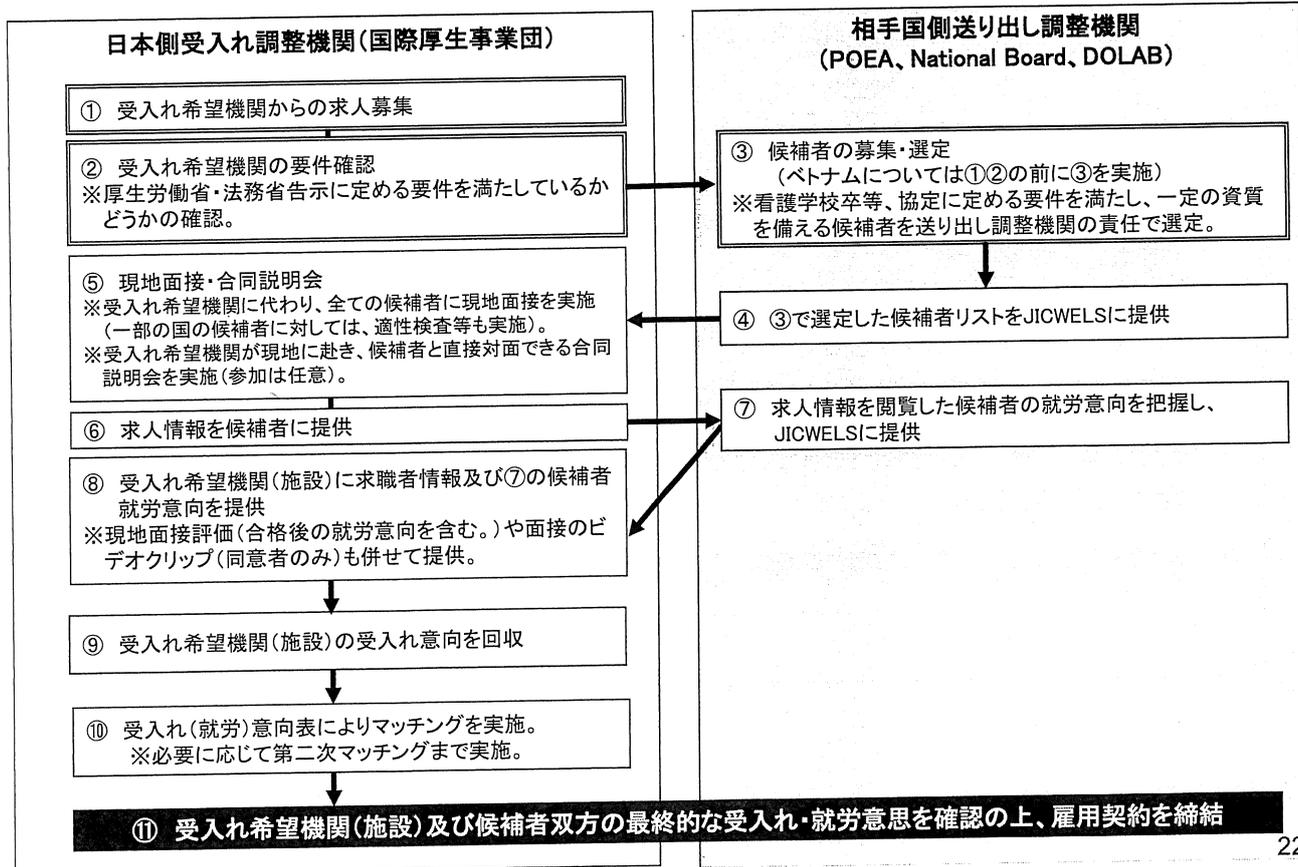
看護師コース	介護福祉士コース ^(注1)
<ul style="list-style-type: none"> ○受入れ施設において、平成30年度に同国出身の候補者を受け入れる予定があること。 ○受入れ施設において同国出身のEPA看護師が就労していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○受入れ施設において、平成29年度に受け入れた同国出身の候補者が引き続き就労していること。 ○受入れ施設において、平成30年度に同国出身の候補者を受け入れる予定があること。 ○受入れ施設において同国出身のEPA介護福祉士が就労していること。

(注1)介護福祉士候補者の受入れについては、下図のように、本体施設(a)、本体施設と同一敷地内で一体的に運営されている施設(b)、本体施設からみたサテライト型施設(c)、及び当該サテライト型施設との同一敷地内で一体的に運営されている施設(d)については、一つの施設とみなして上記の条件を満たせば、1名のみの受入れ希望ができます。ただし、この場合は、候補者のメンタルヘルスケア等の観点から、交流等を持てるように研修計画を立てる必要があります。



EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ(1)

【パンフレットP15～18 参照】



EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ(2)

JICWELSによる現地面接等について

【パンフレットP15～18 参照】

(1) 候補者への制度説明会の実施

➤EPA制度の趣旨、候補者の業務内容、施設での就労・研修、日本での生活等を候補者に説明。

(2) 面接及び面接ビデオクリップの撮影

- 日本を就労先として選んだ理由等の動機
- EPAによる受入れで候補者に求められていることへの理解度
- 日本の就労・研修環境への適応度
- 国家資格取得後の継続就労希望期間、等

- ・AからCの3段階評価による面接。
- ・面接ビデオクリップ(約8分程度)を撮影し、就労希望の受入れ希望機関に提供(撮影に同意した候補者のみ)

(3) 適性検査の実施(フィリピンは除く)

➤ 適性検査:日本で見習い候補者又は介護福祉士候補者として就労するにあたっての適性を、奉仕性や協調性等、10項目について評価。

23

EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ(3)

現地合同説明会について

(フィリピン・インドネシア・ベトナム)

【パンフレットP15～18 参照】

1. JICWELSが実施する現地面接会場に隣接する会場において、受入れ希望機関が就労希望者に施設概要等を説明していただけます(参加は任意です)。
2. 航空券、宿舎、通訳等は受入れ希望機関において手配してください。
3. 本説明会で内定は出すことはできません。
4. 出席者は受入機関の役職員に限定されています。あっせん業者等は出席できません。
5. 説明会費の一部を当事業団にお支払い頂きます。

(1機関につき1日2万円)

24

EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ(4)

現地合同説明会について

(ベトナム)

【パンフレットP15～18 参照】

1. ベトナム人候補者の現地面接・合同説明会は、日本語能力試験結果の発表前に実施。
2. マッチングに参加できる候補者は、日本語能力試験でN3以上に合格した候補者のみのため、現地合同説明会で面談した候補者の中にマッチングに参加できない候補者が生じる可能性があります。

25

EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ(5)

候補者に提供される求人情報について

○求人登録された受入希望機関の下記の情報をJICWELSが英訳し、相手国送り出し調整機関を通じて候補者へ提供します。

- 1 受入希望機関番号
- 2 求人票
- 3 受入れ施設説明書
- 4 研修計画書
- 5 研修実施体制説明書

26

EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ(6)

受入れ希望機関(施設)に提供される求職情報(○=提供)

求職者情報	フィリピン	インドネシア	ベトナム
候補者番号	○	○	○
顔写真・氏名・性別・年齢・住所(県名、市町村名)	○	○	○
学歴(入卒年、学校名、取得学位)	○	○	○
送出国の看護師認定年月日または介護士認定年月日	○	○	○
日本に居住する家族・親族	○	○	○
職歴(※1)	○	○	○
日本語能力・日本語学習歴(学習時期・期間、国・機関名)	○	○	○
就労を希望する施設(地域、都道府県、施設種別等)	○	○	○
就労上配慮して欲しい事項	○	○	○
面接評価	○	○	○
適性検査の結果	×	○	○
資格取得後の就労希望期間	○	○	○
日本語能力試験資格証明書(※2)	○	○	○
大学学業成績証明書(※3)、面接ビデオクリップ(※3)	○	○	○

※1: フィリピン、ベトナムについては、海外就労歴も含む。

※2: (財)日本国際教育支援協会又は(独)国際交流基金が実施する日本語能力試験の全ての資格証明書(N1~N5の5段階)

※3: 「大学学業成績証明書」及び「面接ビデオクリップ」については、就労希望者が就労を希望する受入れ希望機関(施設)に対してのみ提供されま
す。それ以外の機関(施設)には提供されません。また、面接ビデオクリップについては、就労希望者が同意した場合のみ撮影がなされます。

27

EPA看護師・介護福祉士候補者あっせんの流れ(7)

雇用契約書について

○採用内定後、受入れ希望機関と候補者の間で締結

(JICWELSや送り出し調整機関が郵送等によるやりとりを支援)

○JICWELSの紹介による雇用契約締結 → 査証発給、 入国・滞在の許可要件

○受入れ希望機関は、求人申請時の求人票に沿って、以下の 内容を含む所定の様式による雇用契約書を作成

- ① 就労開始日(訪日後日本語研修修了の翌日)、労働契約の期間(候補者の入国日の翌日から3年後の日まで。ただし、介護福祉士コースは、その後1年更新)、就業の場所、業務内容、基本給額、超過勤務給額、労働時間、休暇・休日等の労働条件。
- ② 雇用主として、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を支払うことや社会保険・労働保険を適用すること、試用期間は設けないこと。
- ③ その他雇用契約の終了の際の帰国費用の負担、契約の終了事由等

※EPA候補者の就労開始後、昇給等により雇用契約書の内容を一部変更する場合も、雇用契約書の他の項目が引き続き有効となるよう作成するようにしてください。

28

受入れ機関の費用負担について(1) 【パンフレットP27～29 参照】

1. 国際厚生事業団へのお支払い

種類	金額	請求時期	主な経費の内容
求人申込手数料 ^(注1) (右記はいずれかの国についてのみ求人登録された場合)	・初めて候補者を受け入れる施設: 30,000円(税抜)/受入れ施設当たり ・候補者を受け入れたことのある施設: 20,000円(税抜)/受入れ施設当たり	求人申請書類 受理後	・求人申請書の要件確認 ・求人、求職情報の翻訳・提供 ・web求人申込システム管理費、等
あっせん手数料 ^(注2)	131,400円(税抜) /1名当たり	マッチング 成立時	・現地面接・合同説明会経費 ・求職書類翻訳 ・マッチングシステム管理費 ・雇用契約の締結支援経費 ・送り出し調整機関との連絡・調整に必要な経費、等
滞在管理費	国家資格取得前の場合	初年度は 候補者入国後 翌年度以降は 年度当初	・地方入国管理局への所定報告の取次ぎ事務 ・滞在者情報のとりまとめと国への報告 ・受入れ機関・本人からの在留管理に関する相談への対応 ・在留期間更新許可申請の手続き案内 ・(国家資格取得前の場合)日本語研修中に帰国する場合の帰国費用 ・(国家資格取得後の場合)資格取得者向け研修 ・メールマガジン等による情報提供 ・データベースシステム管理費、等 ^(注3)
	国家資格取得後の場合	年度当初	

(注1) 求人申込手数料は、「看護師候補者コース」、「介護福祉士候補者コース」の区分それぞれのコースについてお支払いいただきます。要件確認の結果、要件を満たさなかった場合でも、求人申込手数料の返還はいたしません。

(注2) マッチングが成立した候補者が、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料は半額のみ請求となります。既にお支払いいただいている場合は、あっせん手数料の半額を返還いたします。なお、候補者が早期退職した場合の返戻金制度は設けておりません。

(注3) 国から交付を受けるものや職業紹介関係の手数料を充てるものを除きます。

29

受入れ機関の費用負担について(2)

【パンフレットP27～29 参照】

◎ 求人申込手数料の割引について

		通常の手数料額 (税抜)	割引後の手数料額 (税抜)
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか1か国 に求人登録した場合	新規登録施設の場合	30,000円	割引なし
	既登録施設の場合	30,000円	20,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越いずれか2か国 に求人登録した場合	新規登録施設の場合	60,000円	45,000円
	既登録施設の場合	40,000円	30,000円
同一コースにおいて、 比・尼・越3か国に求人登 録した場合	新規登録施設の場合	90,000円	67,500円
	既登録施設の場合	60,000円	45,000円

なお、求人申込手数料は同一コースに求人申請登録をした場合のみ割引が適用されます。

30

受入れ機関の費用負担について(3)

【パンフレットP27～29 参照】

◎ あっせん手数料の返還について

- ・あっせん手数料は、マッチング結果に関する双方の同意が確認できた段階で、受入れ機関にお支払いいただきます。
- ・マッチング結果に同意した候補者が、その後、専ら候補者の事由により、就労開始に至らなかった場合、あっせん手数料の半額を返還いたします。

【参考】マッチング結果に同意した候補者が、専ら候補者の事由により就労に至らなかった件数
(平成29年度受入れの場合)

	インドネシア		フィリピン		ベトナム	
	看護	介護	看護	介護	看護	介護
件数	4	5	4	24	1	1
主な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・候補者本人の体調不良のため ・家族(両親・祖父母・子供)の看病／介護のため ・日本語の研修についていけないため 					等

31

受入れ機関の費用負担について(4)

【パンフレットP27～29 参照】

2. 送り出し調整機関へのお支払い

送り出し国	種類	金額	請求時期	経費の内容
フィリピン	POEAへの手数料	450米ドル相当 ／1名当たり(予定) ※450米ドル＝約48,500円	候補者入国後	・POEAの事務処理経費 ・海外労働者福祉基金への拠出
	健康診断実施機関への支払い	3,000ペソ程度 ／1名当たり(予定) ※3,000ペソ＝約6,700円	候補者入国後	・健康診断費用(実費相当)
インドネシア	National Board への手数料	423万ルピア相当 ／1名当たり(予定) ※423万ルピア＝約38,100円	候補者入国後	・National Boardの事務処理経費 ・出国前健康診断費用
ベトナム	DOLABへの手数料	450米ドル相当 ／1名当たり(予定) ※450米ドル＝約48,500円	候補者入国後	・DOLABの事務処理経費

(注)送り出し調整機関への支払いはJICWELSにお支払いいただき、JICWELSから送り出し調整機関へお支払いいたします。

(注)金額は2018年3月時点の換算レートを基に算出しています。

(注)フィリピン候補者は訪日日本語研修前及び出国直前の2度健康診断を受診いたしますが、訪日日本語研修前の健康診断の経費を負担してもよいという場合は、これを負担することを求人条件に記載することができます。この際の注意点は、JICWELS求人登録申請システム上において、受入れ施設説明書の「特記事項」の欄の記入例をご参照下さい。任意負担であるため、経費の支払いは、就労開始後、施設から個別に行うこととなります。

32

受入れ機関の費用負担について(5)

【パンフレットP27～29 参照】

3. 日本語研修又は看護・介護導入研修に関するお支払い

- (1) インドネシア人及びフィリピン人候補者を受け入れる場合
日本語研修の一部負担金として、360,000円(税込)／1名当たりを日本語研修機関にお支払いいただきます。
- (2) ベトナム人候補者を受け入れる場合
日本語研修の一部負担金として、260,000円(税込)／1名当たりを日本語研修機関にお支払いいただきます。
看護・介護導入研修の一部負担金として、100,000円(税抜)／1名当たりをJICWELSにお支払いいただきます。
- ※ベトナム人候補者で、訪日前日本語研修修了年度の日本語能力試験においてN3以上を取得できなかったがその翌年度以降にN3以上を取得した者など、訪日前日本語研修修了から1年以上経過してマッチングした者については、その来日渡航費は、候補者又は受入れ施設の負担となります。約7～8万円程度/1名当たり。求人申請の際に、これらの者の来日渡航費を負担する意向の有無をJICWELSから受入れ機関側に確認させていただきます。
- (3) インドネシア人及びフィリピン人日本語研修免除者を受け入れる場合
候補者の来日渡航費、看護・介護導入研修中の宿舎(JICWELSが手配)の宿泊料等の実費をJICWELSにお支払いいただきます。フィリピン人候補者は約20万円／1名当たり、インドネシア人候補者は約22万円／1名当たりの見込みです。

33

2019(平成31)年度来日EPA候補者受入れの主なスケジュール(予定)

受入れ希望機関による手続き等	日程		
	フィリピン	インドネシア	ベトナム
1. 受入れ制度等に関する説明会	2018年4月10日(火)(福岡)、13日(金)(大阪)、 16日(月)・17日(火)(東京)、		
2. 受入れ希望機関からの求人申込受付	2018年3月28日(水)～5月10日(木) (求人申請書類 当日必着)		
3. 受入れ希望機関の要件審査結果の通知	2018年7月上旬		
4. 現地面接及び現地合同説明会	2018年7月下旬	2018年8月下旬	2018年12月上旬
5. 受入れ機関にマッチングの手続きの案内を送付	2018年8月中旬	2018年9月下旬	2019年2月上旬
6. マッチング	2018年8月中旬 ～10月中旬	2018年9月下旬 ～10月下旬	2019年2月～3月
7. 訪日前6か月日本語研修開始	2018年11月上旬	2018年11月下旬	—
8. 候補者来日、訪日後日本語研修等開始 (ベトナムは訪日後2.5か月の日本語研修等)	2019年6月上旬 (6か月間)	2019年6月中旬 (6か月間)	2019年5月下旬 (2.5か月間)
9. 就労開始時期	2019年12月上旬	2019年12月中旬	2019年8月上旬

※注) 諸事情により予定変更の可能性がります。

34

お問い合わせ先

公益社団法人 国際厚生事業団 受入支援部

・電話:03-6206-1138

・電子メール: shien-assen@jicwels.or.jp

・ホームページ: <https://jicwels.or.jp/>